

# 大分県報

令和八年  
第七一二号  
六月九日

（火曜日）

## 目次

### 告示

#### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### ○告示

#### 大分県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和八年六月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道色宮港木立線

佐伯市大字木立字新銅五九七三番地先から  
佐伯市大字木立字新銅五九二三番一九まで

令八・六・九

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和八年六月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年六月九日

大分県選挙管理委員会委員長 千野 博之

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、三四二人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一四、六三八人
- 三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三一、一〇六人  
別府市 三〇、六二三人  
中津市 二二、〇〇七人

令和八年六月九日

大分県報（告示・選管委告示）

令和八年六月九日

大分県報（選管委告示）

日田市	一六、七四二人
佐伯市	一八、二三八人
臼杵市	九、八六三人
津久見市	四、三五一人
竹田市	五、三六三人
豊後高田市	五、八四九人
杵築市	七、四一七人
宇佐市	一四、三四二人
豊後大野市	九、〇五六人
由布市	九、一九七人
国東市・姫島村	七、六五五人
日出町	七、六九九人
九重町・玖珠町	六、一九六人